

## 一般事業主行動計画

社員がともに「仕事と子育て」を両立させ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年（2015）4 月 1 日から平成 32 年（2020）3 月 31 日まで。【5 年間】

2. 内 容

<目標 1>

男性従業員の育児休業取得を 10 人以上とする。

<目標 2>

両立支援の社内広報のためにリーフレットを作成（改定）する。

以上